

◎新潟県告示第589号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4の第3項の規定により告示する。

令和7年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
新潟県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務
- 2 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地及び名称  
東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階  
弁護士法人ライズ総合法律事務所